平成２３年（フ）第３５２号
兵庫県川西市矢問１丁目24番２号
債務者　坂本　佳代（旧姓満岡）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２６号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目５番１号
債務者　福山　朋也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４８号
兵庫県尼崎市常松１丁目７番38―207号
債務者　大橋富士子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７６号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目16番20号、前住所名古屋市中川区高畑３丁目84番地　メゾン伊藤２Ｂ号
債務者　貫名香奈子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７９号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目74番地の６　リバーハイツ201
債務者　大村　昭雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４４号
佐賀県伊万里市南波多町原屋敷1191番地
債務者　井手　宏智
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５５号
佐賀県武雄市若木町大字川古12945番地
債務者　松尾さおり
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７８号
佐賀県杵島郡白石町大字堤1268番地１　堤住宅南
債務者　副島　里美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２２２号
富山県中新川郡立山町泉162番地の４
債務者　安田　竹美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０９号
石川県石川郡野々市町下林４丁目392番地　ウィンドライトＳ201号室
債務者　谷本　英里
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市稲生４丁目19番25号　エスポワールすずき201号室
債務者　神田　　唯
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９２号
三重県鈴鹿市阿古曽町22番32号　ＴＨコーポ103、前住所三重県鈴鹿市算所２丁目８番５号
債務者　榊原　幸江
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９３号
三重県津市芸濃町林587番地
債務者　石井　正文
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９４号
三重県津市半田337番地２
債務者　関　みづほ
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２号
三重県尾鷲市倉ノ谷町８番20号、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦464番地６
債務者　内藤　立広
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１３９号
滋賀県近江八幡市中小森町490番地８
債務者　國武　光雄
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３１号
徳島県美馬市脇町大字北庄817番地１
債務者　武田　晋介
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部